

導入申込みに係る同意確認の 依頼について【資料3】

「導入申込み」とは

- ▶ 国交省に対し、(具体的な図柄を伴わずに)図柄ナンバー制度の導入自体を申し込むもの。
↑
- ▶ 都道府県単位の図柄ナンバーを導入する場合、市町村の過半数の同意が要件とされている。



- ▶ 別途、本日付けで同意確認の依頼文書をお送りします。
- ▶ 「同意確認書」を9月14日(水)までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。